

**令和 9・10・11 年度 町単独事業 森町行政事務等包括業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 趣旨

この実施要領は、本町が行政事務等包括業務委託契約候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の名称

令和 9・10・11 年度 町単独事業 森町行政事務等包括業務委託

3 業務内容

令和 9・10・11 年度 町単独事業 森町行政事務等包括業務委託仕様書（別紙 1）・業務別特記仕様書（別紙 2）・各種業務別費用負担区分表（別紙 3）・業務委託施設所在地等一覧（別紙 4）・貸与備品台帳（別紙 5）のとおり

4 契約期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

5 見積限度額

3 3 3, 7 8 2, 0 0 0 円（3 年間の総額）（消費税及び地方消費税を含まない）

※ この見積限度額は、契約（予定）金額ではなく、業務内容の規模を示すものであり、本業務に係る委託料見積額は、見積限度（総額）を超えない額とすること。

※ 委託期間中の賃金上昇を見込んだ額であり、委託料見積額は委託期間の賃金上昇を含んだ額とすること。

なお、本業務の積算にあたっては、近年の人件費・最低賃金等の動向を踏まえ、各年度において年 5 % 程度の賃金上昇を見込んだ上で、上記の見積限度額（総額）の範囲内に収めること。

6 選定方法

公募型プロポーザル方式による。

7 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

- (2) 告知日から審査日までの間において、本町から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申立てがされていないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (6) 本告知日において、本町の競争入札参加資格(物品製造等)の認定を受けていること。
- (7) 過去 10 年以内に自治体からの同様の行政事務等包括業務委託の受託実績があること。
- (8) プライバシーマーク又は I SMS の認証を受けていること。
- (9) 契約締結後速やかに（遅くとも令和 9 年 4 月 1 日までに）森町内に営業所を設置すること。

8 申込方法及びスケジュール

- (1) 実施要領及び提出様式の告知
告知日：令和 8 年 10 月 15 日(木)
告知場所：森町ホームページ
- (2) 現場見学（一部業務に限る）
公開日：令和 8 年 10 月 21 日(水)
時間・場所等：

業務	集合時間	集合場所
配膳員業務	午前 10 時	飯田小学校正門（森町飯田 3310-1）
放課後児童クラブ	午前 11 時	森小学校正門
トレーニング室管理業務	午前 9 時～午後 5 時 この時間内であれば 随時見学可能です。窓 口にお声がけくださ	森町総合体育館森アリーナ（森町森 92 番地の 8）事務室

	い。	
町営グラウンド管理業務	午前 9 時	森町営グラウンド(森町睦実 1639)

※ 職員が立ち会います。業務実施中でない業務は、現場見学のみとなります。

※ 質問は次の(3)により行ってください。

(3) 質問の受付及び回答

ア 受付期間：令和 8 年 10 月 23 日(金)午後 4 時まで

※ 質問票(様式 6)により、電子メールにより送信すること。

イ 回答：令和 8 年 10 月 29 日(木)に森町公式ホームページにて公開

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

※ 体裁は原則として A 4 判 (A 3 判の折込みも可) とすること

① 企画提案書(様式 1)

② 提案書(様式自由。表紙・目次等がある場合はそれらを含め 20 ページ以内とすること。①及び③～⑥は 20 ページには含めないものとする。)

③ 業務の実施体制(様式 2)

④ 類似業務受注実績(様式 3)

⑤ 参考見積書(内訳書)(様式自由)

※ 経費を積算した内訳書を添付すること

※ 消費税及び地方消費税を含まない額がわかるよう表示すること。

⑥ 会社等概要書(様式 4)

イ 提出部数

①から⑥までの書類 9 部

ウ 提出期限

令和 8 年 11 月 5 日(木)正午まで

※ 企画提案書等の提出は、郵送又は持参すること。郵送の場合は、上記提出期限までに必着のこと。

(5) 提出先及び問い合わせ先

〒437-0293 静岡県周智郡森町森 2101-1

森町役場総務課人材育成係

電話：0538-85-6301 FAX：0538-85-5259

E-mail：soumu@town.shizuoka-mori.lg.jp

9 審査に関する事項

(1) 提案書による審査

提出された企画提案書(様式1)等による。

審査にあたっては、別表「選定基準」に基づき、本町職員により審査を実施する。

(2) 書類提出を受けての審査

提出業者によるプレゼンテーションを実施する。

ア 開催日 : 令和8年11月10日(火)午後予定 ※開始時間は後日連絡

イ 開催場所 : 静岡県周智郡森町森 2101-2 森町町民生活センター(森町役場敷地内)

ウ 出席者 : 担当者含む6人以内

エ 所要時間 : 1事業者あたり説明30分以内(質疑応答を除く)

オ その他 :

- ・説明にあたり、企画提案書などに記載のない新たな提案や説明は認めない。

- ・順番は企画提案書の受付順とする。

- ・応募者が1事業者のみの場合であっても、プレゼンテーションを実施する。

(3) 審査結果

ア 得点上位の提案者から順位付けをし、第1位の者を受託候補者とする。

イ 失格、その他特別な理由により受託候補者として契約締結ができない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受託者とする。

ウ 審査結果については、実施者全員に連絡する。

エ 審査結果(内容)に対する問合せには、応じないものとする。また異議申し立ても受け付けないものとする。

(4) 業者決定及び委託契約の締結

令和8年11月20日(金)以降を予定

10 失格要件

(1) 提出書類に虚偽の記載をした場合

(2) 提出期限内に提出書類を提出しなかった場合

(3) 実施要領における諸条件に違反した場合

(4) 2案以上の企画提案書を提出したとき

(5) 審査の公平性を害する行為があったとき

(6) 前各号に定めるもののほか、企画提案に当たり著しく信義に反する行為

等があったとき

11 その他

- (1) 提出費用、書類、本プロポーザルに要する費用（出張旅費等を含む。）等に係る費用は、すべて応募者の負担とする。やむを得ない理由等により、本プロポーザルを中止した場合も同様とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 提出書類の著作権は申込者に帰属するが、審査結果の公表等に必要の場合には、本町は、当該著作権を無償で可以使用することとする。
- (4) 申込後に辞退する場合は、辞退届（様式5）を提出すること。